

## 議案第 85 号

### 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 16 日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

### 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成 20 年山陽小野田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正

前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第85号参考資料

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>